

【学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援】

1. 学生生活サポート

1) 学生課

学生課では奨学金、部活動、各種手続き、生活相談までの学生生活の全般のバックアップをします。学生生活で何か困ったことがあればまずは大学本館学生課までお越しください。

2) チューター制度

本学では学生生活を円滑に送るためにチューター制度をとっています。

学生ごとにチューター(教員)がつき、勉強はもちろん、進路や大学生活全般に至るまで、あらゆる面でアドバイスを受けられます。

入学時、前期・後期定期試験後に定期面談があります。それ以外でも何か困った時には、まずは気軽にチューターに相談してみましょう。

3) ラーニングコモンズ

学生一人ひとりの主体的な学びを支援する場として、学生・教職員が自由に行き来でき、自由に活発に学び深められる空間です。学生同士の交流やグループディスカッション、グループ学習等で使用可能です。

4) 大阪信愛学院保健センター

センターでは、学生並びに教職員の健康の保持・増進の為の活動を担っています。

障がいについての相談や支援を必要とする場合は、本学院 L ルームと連携して対応しています。

5) L ルーム

スクールカウンセラーが対応し、普段の学校生活や私生活での不安等を相談できます。

学生生活の中で生じた不安や悩み、学生自身で解決できない諸問題について、学生課が初期相談窓口となります。また、学生課は相談内容により、L ルームとの連携を行います。

6) 奨学金制度

主な奨学金制度は下記のとおりです。他の奨学金等の詳細については、学生課にてお問合せください。

【学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援】

名称	奨学金額	受給資格
育英奨学金(100周年記念奨学金)【給付】【貸与】	授業料年間相当額以内	入学後の家計の急変により。学費の支弁が困難な者。
「安悦子・安在祐」奨学金【給付】	授業料年間相当額以内	入学後の家計の急変により。学費の支弁が困難な者。
大阪信愛 125周年記念奨学金【給付】	年間授業料半額相当額	低所得世帯で就学困難な者。
幼きイエズス修道会・アンティエ奨学金【給付】	年額 300,000円	カトリック信徒で学資の負担が困難な者。
レーヌ・アンティエ奨学金	年額 200,000円	入学後の学業成績、生活態度が優秀な者。

7) 保険制度

(1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）通学特約あり

在籍する大学の国内外における教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体の傷害を被った場合に保険金が支払われます。また、住居と学校施設等との間の往復中又は学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

※「病気」はこの保険の対象となりません。なお、補償充実のため、任意保険を案内しています。

教育研究活動中とは、次の通りです。

ア 正課中

イ 学校行事に参加している間

ウ アあるいはイ以外で学校施設内にいる間

エ 学校施設外で大学に届け出た課外活動（クラブ活動）中

(2) 学研災付帯賠償責任保険

日本国内外において学生が、正課、学校行事中、課外活動又はその往復において、他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したりすることにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金が支払われます。

2.就職・キャリアサポート

1) キャリアセンター

キャリア支援センターは、大学の組織として、学修支援・資格取得支援・就職支援の3本柱で、学生生活全般を支援します。各期の成績をもとに学びなおしセミナーや課外活動や奨学金についてなど、学生生活のさまざまな相談やサポートを行っていますので、お気軽にご利用ください。

【学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援】

2) しんあい教育研究ケアセンター

地域における教育や健康についてのさまざまなニーズに対し、本学の「知」を活かして貢献していくことを目的とする施設です。「教育」「研究」「ケア（相談）」「地域連携」「国際交流」の5つの役割を担う拠点として、地域の人々と交流を深めながら、各種事業や活動に取り組みます。学生は、看護学部の実習施設として活用したり、ボランティアとして活動に参加することができます。

3.大学生活でのトラブル防止について

1) SNS 上での書き込み、情報発信について

SNS（ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等）による情報発信は時に他者を傷つけ、社会的に大きな問題として取り上げられています。あらゆる情報は、すでに制限ができないほどあふれています。その中に巻き込まれて被害にあうことも少なくありません。軽い気持ちで行ったことが他人のプライバシーを侵害し、法的に訴えられ、本人はもとより家族や大学に迷惑をかけることにつながる場合もあります。

また、SNS への書き込み公開は、自分とは無関係の第三者が閲覧することは言うまでもなく、安易な書き込みは社会に対し誤解を招き、場合によってはトラブルへ発展します。SNS などのインターネット上には氏名、住所、電話番号、大学名などの個人情報、誹謗中傷、公序良俗に反することなどを安易に書き込まないように気を付けてください。学生の皆さんは、改めて社会の一員として節度と品位を守り、自覚を持った行動を心掛けましょう。各自が責任をもって利用することでリスクを回避しましょう。

2) 違法薬物による犯罪防止について

大麻の栽培及び大麻・覚せい剤の所持・譲渡は、法律で厳しく禁止されています。麻薬（ヘロイン、コカイン、LSD）、大麻、覚せい剤、有機溶剤（シンナー、トルエン）等は、身体や精神に重大な障害を起こすものであり、絶対に手を出してはいけません。

特に、ファッション性のある MDMA（合成麻薬）錠剤や、普通のアロマや香料等と見分けがつかない危険ドラッグが出回っており、これらも薬物乱用となります。

「知らなかった」では済まされず、自らの人生を壊しかねない薬物には、十分に気をつけて関わらないようにすること。

3) 悪徳商法に関する注意

(1) マルチ商法・ねずみ講につながる誘い、キャッチセールス、就活生をターゲットにした自己啓発セミナーへの勧誘などには、品物を売って、ローンの契約書を作らせるものや、高額な参加費用を払わせるものなどがあります。

被害にあったと思ったら、ためらわずにできるだけ早く、家族・教職員・消費者相談センターに相談してください。もし、誤って契約した場合は、「クーリングオフ」制

【学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援】

度があることを知っておいてください。

(2) クーリングオフ

法律・業界等の自主ルールで消費者が一方的に契約をやめられる制度です。その適用や期間は条件によって違うので、なるべく早めに次の相談先で確認してください。

(3) 相談先

大阪市消費者センター 06 - 6614 - 0999

大阪府消費生活センター 06 - 6616 - 0888

4) インターネットでのマナーとルール

(1) スпам（迷惑）メールが届いたときには、返事をしたり転送してはいけません。

(2) 出会い系サイト、海賊版ソフトの通信販売、やせる薬などは迷惑メールなので、注意が必要です。ファイル共有ソフトのダウンロードにも注意しましょう。

(3) 著作権者の許諾を得ていない音楽ファイル・ソフトウェア・映像ファイルなどは、アップロードすることもダウンロードすることも違法行為になります。

5) キャンパス・ハラスメント

本学は、すべての学生および教職員の人権を尊重し、ハラスメントのない快適な環境で教育・研究活動を行うことができるよう、「大阪信愛学院大学ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、ハラスメント防止の取り組みを行っています。

本学は、あなたのハラスメントに関する悩みや疑問を受け止め、あなたのプライバシーの保護を第一に配慮し、あなたとともに問題の解決にあたります。ハラスメントだと感じたら、ひとりで悩まず、いつでも相談に来てください。

(1) キャンパス・ハラスメントとは

大学の内外を問わず、大学の構成員（学生・教職員等）によって起こるすべてのハラスメント行為を指します。差別的言動、侮辱行為などにより、相手に精神的苦痛を与え、個人の尊厳を侵害するすべての行為をいいます。

キャンパス・ハラスメントには、次のようなものがあります。

①アカデミック・ハラスメント

教員等の優越的地位にある者が、その優位な立場や権限を利用し、指導を受ける者に対して、優位な立場や権限を利用して、教育上不適切な言動や、逸脱した指導及び待遇をすることを指します。

〔事例〕ゼミの指導教員が、所属学生に対し、単位や卒業をちらつかせながらその学生の望まないことを強要した。

②パワー・ハラスメント

教職員や上級生、職務関係上で優越的地位にある者が、その優位な地位を背景に圧力を加え、権利・名誉や人格を著しく傷つけるような言動をすることを指します。

【学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援】

〔事例〕 教員が授業中、他の学生の前で特定の学生に対して厳しい叱責を繰り返したり大声で怒鳴ったりした。

③セクシャル・ハラスメント

必要のない場面で性的な意味合いを持つ言葉を発したり、相手が望まない言葉や性的な誘いや要求をしたりする行為を指します。

〔事例〕 一対一で、または集団のなかで卑猥な冗談を言ったり、性的なからかいをしたりした。

④その他のハラスメント

キャンパス・ハラスメントとして上の3種類がよく挙げられますが、それ以外にも、アルコール・ハラスメント（飲酒に関連する嫌がらせや迷惑行為）、ジェンダー・ハラスメント（性別に対する偏見に基づく言動により相手を不快にさせる行為）、モラル・ハラスメント（倫理や道徳に反した精神面に対する嫌がらせ行為）、セカンド・ハラスメント（ハラスメント被害を第三者に相談したものの、適切な対応がなされず、新たな精神的苦痛を受けること）などがあります。

(2) キャンパス・ハラスメントを受けたら

ハラスメントだと感じたら、ひとりで悩まず、いつでも学生課に相談しにきてください。ハラスメントを受けた時には、「いつ、誰から、どのような場面で、」などを詳しくメモに残しておくことをお勧めします。相談する時にとっても有効です。また、友人など周りの人がハラスメントを受けているところを目撃した際には、見て見ぬ振りをせず、力になってあげるようにしましょう。ただし、当事者の意思を尊重したサポートを心掛け、決して無理強いすることのないようにしてください。

キャンパス・ハラスメント等に関する相談、女性に対する犯罪被害相談も学生課が窓口となります。